

第3期ひょうご障害者福祉計画 基本骨子案 概要①

ひょうご障害者福祉計画とは

- ひょうご障害者福祉計画は、兵庫県の障害福祉施策を推進するための基本的な方針や目標を示すもの
- 第2期ひょうご障害者福祉計画（R4.3策定）の計画期間が令和8年度末で終了
⇒このたび、**第3期ひょうご障害者福祉計画に改定**（計画期間：令和9～14年度）

改定の考え方

現行計画を基本としつつ、第2期策定（R4）以降に発生した要素を考慮して骨子案（事務局案）を作成

【主な考慮した要素】

- ① 国の動向
 - ・第5次障害者基本計画の改定（令和5年3月）
 - ・改正障害者差別解消法の施行（令和6年4月）
- ② 県の動向
 - ・ひょうごユニバーサル社会づくり総合指針の改定（令和7年3月）
- ③ 兵庫県障害福祉審議会分科会での議論（令和8年1～3月）
- ④ 新たな計画策定に向けて、広く県民の方々からいただいた意見
- ⑤ その他社会情勢の変化（大規模イベントの開催、先端技術の発展 等） 等

⇒骨子案(事務局案)を兵庫県障害福祉審議会分科会及び特別委員会において議論を実施

⇒分科会及び特別委員会での意見を反映し、骨子案を修正

第3期ひょうご障害者福祉計画 基本骨子案 概要②

1. 基本理念

① 共生社会の実現

全ての人が、かけがえのない人として尊重され、地域の一員として安心して暮らし、ともに支えあう社会の実現

② 自己決定の尊重

全ての人が、必要に応じた適切な支援を受けた意思決定のもと、自らの決定が最大限に尊重される社会の実現

③ その人が望む生活 (社会参加の機会) の尊重

全ての人が、社会のあらゆる活動への参加の機会が保障され、その人が望む生活が尊重される社会の実現

2. 各分野がめざす社会像

横断的な視点 心のバリアフリー

全ての人が、自らが望む生活を送るために、対等な立場での建設的な対話により、相手の意思を共に考える

ひと

全ての人が、人格と個性を尊重され、共に学び、理解し合い、支え合う社会

参加

全ての人が、持てる力を発揮し、多様な社会参加・参画ができる社会

情報

全ての人に、あらゆる情報をいつでも取得・利用できる多様な手段が確保され、その情報を適切に利用して、互いの理解と思いが通い合う社会

まち・もの

全ての人が、自らが選ぶ場所で、安全に安心して豊かに生活することができる社会

3. 目標と未来予想図

2032年度の目標

ともに学び、働き、対話し、考えることで、一人ひとりが尊重され、互いへの思いやりとつながりがある中で、住みたい地域・場所で、ともに暮らしていける社会

2050年度の未来予想図

ともに暮らすという理解が浸透し、日々の生活の中で、人々がごく自然にふれあう風景

第3期ひょうご障害者福祉計画 基本理念について

基本理念

現行計画（第2期ひょうご障害者福祉計画）の基本理念を、引き続き基本理念として設定

①共生社会の実現

全ての人々が、かけがえのない人として尊重され、地域の一員として安心して暮らし、ともに支えあう社会の実現

②自己決定の尊重

全ての人が必要に応じた適切な支援を受けた意思決定のもと、自らの決定が最大限に尊重される社会の実現

③その人が望む生活（社会参加の機会）の尊重

全ての人々が、社会のあらゆる活動への参加の機会が保障され、その人が望む生活が尊重される社会の実現

設定の背景

国が定める、第5次障害者基本計画（令和5年度～令和9年度）の**基本理念と合致**しており、障害福祉施策を定める**基本的な方向性として、適切**なものと考えられる

※令和7年度第1回兵庫県障害福祉審議会(R7.10.27)でご説明。

【参考①：第5次障害者基本計画（抜粋）】

1. 基本理念

○**共生社会の実現**に向け、**障害者は自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加**し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める

【参考②：障害者基本法第11条（抜粋）】

- 1 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（「障害者基本計画」）を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、**障害者基本計画を基本とする**とともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該**都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画**（「都道府県障害者計画」）を策定しなければならない。

第3期ひょうご障害者福祉計画 横断的な視点について

心のバリアフリー

～全ての人が自らが望む生活を送るために、対等な立場での建設的な対話により、相手の意思を共に考える～

内 容

- 自らが望む生活をするためには、自分は何ができるのかを考え、何をするのかを意思決定することが必要。また、自分だけでは実現できない場合には、相手に意思を伝え、お互いに支え合うことが求められる。
- そのためには、本人が様々な経験を積み、自分が持つ選択肢を知ることに加え、お互いが先入観によって、相手の意思を決めつけずに、相手の立場で考え、自らの意思を決定・表明しやすいように支援することが重要。
- 対等な立場で、お互いのことを考え続ければ、自らの側にある障壁(バリア)にも気づき、社会のあり方を見直すきっかけとなる。その積み重ねによって、社会の側の障壁(バリア)が取り除かれ、全ての人の自己決定が尊重される社会につながると考える。
- 本計画では、全ての人がお互いの意思について対等な立場で考え、対話を行い自らを省みて、全ての人の心及び社会の障壁をなくすという意味を込めて、「心のバリアフリー」という言葉を用いる。

設定の背景

- 全ての分科会において、障害のある人の意思決定について課題があると複数の委員からご指摘
- 国の「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」において、「心のバリアフリー」の考え方に基づいた取組を強化する方向性を明示。
- 心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことであり、本県の基本理念にも合致
- 令和7年度第1回兵庫県障害福祉審議会で、パターンリズムを含んだ言い方であるとのことご指摘を踏まえ、「対等な立場で、お互いに考える」という双方向性を含んだ言葉を記載することとした。

実現したいこと

- 自らが望む意思決定ができる環境づくり、差別解消と権利擁護の推進

第3期ひょうご障害者福祉計画 ひと分野について ①

1. 目指す社会像

【現行計画】 全ての人が人格と個性を尊重され、共に理解を深め支え合う社会

【今回計画】 全ての人が人格と個性を尊重され、共に**学び**、理解**し合い**、支え合う社会

共生社会実現に向け、全ての人が小さい頃から共に学び、経験を共有し、お互いのことを理解することで、お互いの人格や個性を尊重し、支え合える社会を目指す。

- 共生社会の実現には、こどもの頃から、大人になってからも、共に学び育つことで、お互いの特性や立場を理解することが必要。
- そのため、目指すべき社会像の中にも「共に学ぶ」という文言を追加。

2. 実現したいこと

現行計画	学校教育や生涯学習等を通じた豊かな心の育成	障害のある子どもが自立するための地域連携の強化	お互いが声をかけ合い支え合うひとづくりの推進
今回計画	様々な場で共に学び、理解し合うこと を通じた豊かな心の 醸成	障害のあるこどもが自立するための地域連携の強化	お互いが声をかけ合い支え合うひとづくりの推進
内 容	・ 障害のある人となない人が、こどもの頃から、大人になってからも共に学ぶことで、お互いの特性や立場を理解・尊重することが重要 ・ そのため、可能な限り全ての人が共に学ぶことができる環境整備に取り組む。	・ 障害のあるこどもが自立して生活できるように、各地域での適切な支援を受けられる体制整備に取り組む。 ・ 医療的ケアを必要とするこどもが学ぶことができる環境整備に取り組む。	・ 障害のある人が安心して暮らすためには、障害がある人を支える福祉人材や相談支援体制が必要 ・ そのため、福祉人材の確保・育成・定着や、相談体制やアウトリーチ支援体制の強化に取り組む。

第3期ひょうご障害者福祉計画 ひと分野について ②

3. 取り組んでいくこと

学校教育や生涯学習等を通じた豊かな心の育成

連続性のある多様な学びの場における教育の充実

連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実

障害理解の促進

様々な場で共に学び、理解し合うことを通じた豊かな心の醸成

連続性のある多様な学びの場における教育の充実

連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実

共に学ぶこと等を通じた障害理解の促進

障害のある子どもが自立するための地域連携の強化

地域支援、地域連携体制の充実

医療的ニーズへの対応

障害のあるこどもが自立するための地域連携の強化

地域支援、地域連携体制の充実

医療的ニーズへの対応

お互いが声をかけ合い支え合うひとづくりの推進

福祉人材の確保・育成

ボランティア活動の促進

相談支援体制の充実と連携強化

お互いが声をかけ合い支え合うひとづくりの推進

福祉人材の確保・育成・**定着**

ボランティア活動の促進

相談支援体制の充実と連携強化

○兵庫県障害福祉審議会分科会でのご発言

- ・ 障害のある子、ない子とその特性を受け入れて、**一緒に取り組むことで、障害への理解が進む。**
- ・ 障害のある人となない人が**共に学び、共に成長する社会が共生社会。**虐待や厳しい言葉をなくし、人権を尊重するためには、**共に学び、理解することが必要。**
- ・ 小中学生は頭が柔らかく、覚えが早いので、**小さいうちに手話の授業を実施**してほしい。
- ・ 福祉の現場が抱えている一番の課題は、いかに**福祉人材を確保・育成・定着**させるかである。

○ユニバーサル社会づくり総合指針ひと分野基本理念

「人格と個性を尊重しつつ、支え合う社会」

第3期ひょうご障害者福祉計画 参加分野について ①

1. 目指す社会像

【現行計画】 全ての人が持てる力を発揮し、多様な社会参加ができる社会

【今回計画】 全ての人が持てる力を発揮し、多様な社会参加・**参画**ができる社会

全ての人が自分の望む生活を送るには、自分の能力を発揮できる場での就労や、芸術文化活動やスポーツ、観光等のレクリエーション等の様々な活動に参加することが必要であり、今後も多様な社会参加・参画の機会を確保できる社会を目指す。

○ユニバーサル社会づくり総合指針参加分野の基本理念に合わせて「**参画**」という言葉を追加

※単にその場にいるだけでなく、能動的に、主体的にという意味を込めて参画という言葉を使用

2. 実現したいこと

現行計画	障害特性や状況に応じた多様な就業機会の確保	文化芸術活動・スポーツやユニバーサルツーリズム等の推進	障壁のない生活を営むための支援体制の整備
今回計画	障害特性や状況に応じた多様な就業機会の確保	文化芸術活動・スポーツやユニバーサルツーリズム等の推進	障壁のない生活を 自立して 営むための支援体制の整備
内 容	・個人として尊重され、能力を発揮できる就労は、経済的観点や、居場所創出の観点からも重要。 ・能力に応じた働く場の創出や、就職後のアフターフォロー等の定着支援や企業へのアプローチ等に取り組む。また、働いているひとが認識される就労の形を検討する。	・文化芸術活動・スポーツや観光等の活動は、生活を豊かにするとともに、コミュニティ創出や就労継続の観点からも重要 ・文化芸術活動等への参加機会や情報提供体制の拡充等により、誰もが楽しめる環境整備とともに、全ての人が気軽に観光できるように、ユニバーサルツーリズムにも引き続き取り組む。	・あらゆる活動に参加するためには、在宅・外出・移動への支援が必要不可欠 ・そのため、各種障害福祉サービスの充実を図る。

第3期ひょうご障害者福祉計画 参加分野について ②

3. 取り組んでいくこと

障害特性や状況に応じた多様な就業機会の確保

一般就労の促進

福祉的就労の充実

障害特性や状況に応じた多様な就業機会の確保

一般就労の促進

福祉的就労の充実

文化芸術活動・スポーツやユニバーサルツーリズム等の推進

文化芸術活動 余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

スポーツに親しめる取組の推進

国際交流やユニバーサルツーリズムの推進

文化芸術活動・スポーツやユニバーサルツーリズム等の推進

文化芸術活動 余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

スポーツに親しめる取組の推進

国際交流やユニバーサルツーリズムの推進

障壁のない生活を営むための支援体制の整備

差別解消と権利擁護の推進

社会参加のためのサービスの充実

障壁のない生活を自立して営むための支援体制の整備

(横断的な視点に移動)

社会参加・参画のための**制度や**サービスの充実

○兵庫県障害福祉審議会分科会でのご発言

- ・ 努力して就労しても環境変化でやめてしまう。**就労継続のためには、就労後の支援やフォローが必要**
- ・ 障害がある方も配慮があれば十分に活躍できるということを、**企業側にアプローチすることが必要**
- ・ **就労継続のためには、余暇時間充実が重要。**しかし、余暇活動に気軽に参加できる場は限られる
- ・ 余暇活動に参加したいと思っても**参加の場に関する情報を入手する方法がないというのが現状。**
- ・ 観光は施設や交通など様々な要素が関連する。他の人と遜色なく気軽に観光できることはよりよい生活をするために必要であることから、**計画の中で観光について記載すべき**

○ユニバーサル社会づくり総合指針参加分野基本理念

「全ての人が持てる力を発揮し、多様な社会参加・参画ができる社会」

第3期ひょうご障害者福祉計画 情報分野について ①

1. 目指す社会像

【現行計画】 全ての人に情報の取得や利用等の手段が確保され、互いの理解と思いが通じあう社会

【今回計画】 全ての人に、**あらゆる**情報を**いつでも**取得・利用できる**多様な**手段が確保され、その情報を**適切に利用して**、互いの理解と思いが通じあう社会

情報を取得する手段は更に増加し、デマ等の不正確な情報があふれる中で、全ての人々が自己決定し、社会参加するためには、あらゆる情報を取得・利用し、意思疎通することが必要であることから、適切な情報取得・利用とそのための知識がいきわたり、お互いの理解や思いが通じ合う社会を目指す。

○情報通信技術進展による手段増加に対応するため、「あらゆる」「多様な」「適切な」という文言を追加

○災害時等の緊急時でも必要な情報を取得することが必要であるため、「いつでも」という文言を追加

○正確な情報を利用するためのリテラシー向上が必要であるため、「適切に利用する能力」という文言を追記

2. 実現したいこと

現行計画	意思疎通支援のための人材の養成や学習機会の確保	情報の円滑な取得や伝達体制の整備	—
今回計画	意思疎通支援のための人材の養成や学習機会の確保	様々な場面での 情報の円滑かつ 適切な 取得や伝達体制の整備	先端技術の適切な活用と、リテラシーの向上
内 容	・ 障害があることで、自らの決定の伝達が難しい方がいる。 ・ 全ての人々の意思を尊重するため、意思疎通を支援する人材の養成に取り組む。また、障害特性の理解につなげるために、教育の場等様々な場所での、意思疎通支援方法の学習機会の確保に取り組む。	・ 障害があることで情報を取得することが難しい方がいる。 ・ 全ての人々が情報を適切に取得するために、報道機関との連携も含め、多様な情報取得方法の充実に取り組む。災害時は特に情報取得・伝達の困難度が高いことから、必要な情報を適切に伝達することに取り組む。	・ AI等の先端技術は適切に活用すれば、計画が目指す社会の実現に役立つ。一方で、デマや誤った判断による分断を生む恐れがあるなど、使い方を間違えると危険。 ・ 先端技術を適切に活用する方法を検討するとともに、使用する側のリテラシーの向上に取り組む。

第3期ひょうご障害者福祉計画 情報分野について ②

3. 取り組んでいくこと

意思疎通支援のための人材の養成や学習機会の確保

意思疎通支援者等の人材の育成

手話等の学習機会の確保

意思疎通支援のための人材の養成や学習機会の確保

意思疎通支援者等の人材の育成

手話等の学習機会の確保

情報の円滑かつ適切な取得や伝達体制の整備

情報の円滑な取得・伝達やＩＣＴ(情報通信技術)環境の整備

緊急時の情報アクセシビリティ

様々な場面での情報の円滑かつ適切な取得や伝達体制の整備

情報の円滑な取得・伝達やＩＣＴ(情報通信技術)環境の整備

緊急時の情報アクセシビリティの向上

—

—

—

先端技術の適切な活用とリテラシーの向上

先端技術を適切に活用できる環境の整備

先端技術の危険性周知によるリテラシー向上

○兵庫県障害福祉審議会分科会でのご発言

- ・手話等の福祉教育をし、**障害のある人の立場に立って考える**ことは重要。人材不足解消にもつながる。
- ・「不幸な子どもが生まれない運動」を実施した兵庫県は反省の意味を込めて、**例えば手話を含む福祉科目をある程度の時間を確保して実施する**というような県独自の福祉教育のモデルを実施すべき。
- ・避難所で、地域のコミュニティから引き離され、適切な情報を得られなかったという方がいた。**災害時は普段からの付き合いや情報のやり取りが重要で、普段から意識する必要がある。**
- ・**AIにはいい点と危険な点があり、それを理解したうえで使うことが必要。**障害のある人がどうすればうまく使っていけるのか、使うことでどのような弊害があるのか、見極めていかないといけない。

○ユニバーサル社会づくり総合指針情報分野基本理念

「生活に必要なあらゆる情報を円滑かつ適切に取得し、利用する多様な手段が確保され、自らが望む意思疎通の手段を選択することができる社会」

第3期ひょうご障害者福祉計画 まち・もの分野について ①

1. 目指す社会像

【現行計画】 全ての人が、自らが選ぶ場所で、安全に安心して豊かに生活することができる社会

【今回計画】 全ての人が、自らが選ぶ場所で、安全に安心して豊かに生活することができる社会

全ての人が、その人が望む生活を実現するためには、自らが選んだ場所で、安全・安心で豊かに生活することが必要である。しかし、障害がある方が住みたい場所に住宅や居住施設が見つからない、バリアフリー化されていないなどの課題があることから、引き続き、全ての人が自らが選ぶ場所で安心して豊かに生活することができる社会を目指す。

2. 実現したいこと

現行計画	住み慣れた地域で安心して暮らすための体制の整備	利用しやすく質の高いサービスの提供環境の構築	利用しやすく配慮されたまちづくりの実現
今回計画	住み慣れた地域で、 地域の一員として 、安心して暮らすための体制の整備	利用しやすく質の高いサービスの 継続的な 提供環境の構築	あらゆる生活の場面において 利用しやすく 工夫 されたまちづくりの実現
内 容	・住み慣れた地域で安心して生活するには、地域住民がつながり、支え合える、全ての人が住みやすい住まいの整備が必要 ・障害のある人が住まいを確保しやすくする制度や、グループホームの整備、障害特性に応じたバリアフリー支援を検討する。	・障害の状況に応じて、安全に安心して豊かな生活を送るためには、身近な地域で施設や医療サービスが受けられる体制が必要 ・そのため、施設におけるサービスの充実や、全ての人に必要な医療体制の充実に取り組む。	・全ての人が安全に安心して豊かに生活するためには、通勤・通学・買い物等の日常生活を含め、あらゆる場面で利用しやすいまちにする必要 ・大規模イベントの開催等により、公共交通機関等のUD化が進んでいるが、より利用しやすくする仕組みやそれ以外の箇所のUD化を検討する。

第3期ひょうご障害者福祉計画 まち・もの分野について ②

3. 取り組んでいくこと

住み慣れた地域で安心して暮らすための体制の整備

地域生活支援体制の充実

住まいの充実

住み慣れた地域で、地域の一員として、安心して暮らすための体制の整備

地域生活支援体制の充実

確保しやすい住まいの充実

利用しやすく質の高いサービスの提供環境の構築

施設におけるサービスの充実

保健・医療体制の充実

利用しやすく質の高いサービスの継続的な提供環境の構築

施設におけるサービスの充実

保健・医療体制の充実

利用しやすく配慮されたまちづくりの実現

ユニバーサルデザインの推進

防災・防犯対策の推進

あらゆる生活の場面において利用しやすく工夫されたまちづくりの実現

あらゆる箇所でのユニバーサルデザインの推進

防災・防犯対策の推進

○兵庫県障害福祉審議会分科会でのご発言

- ・居住支援法人に関する問題等について、**障害のある人が賃貸しやすい環境のために、支援してほしい。**
- ・**障害のある人の住宅が、入りたいところになく、選択肢がないのが問題**である。
- ・公共交通機関等は最低限設置しておけばいいではなく、よりよく使うためにはという視点が必要
- ・**日常生活で関わる商業施設等にバリアフリーではないので、入れない箇所があるのが課題。**
- ・福祉避難所の数が全く足りていない中で、障害のある人が一次避難所でどう避難するのか仕組みが必要
- ・個別避難計画を作って、福祉避難所の役割を知ったという住民も多い。**適切な情報を県民に周知することが大切**

○ユニバーサル社会づくり総合指針まち・もの分野基本理念

「福祉のまちづくりの推進により、安全で安心な暮らしが確保される社会」（まち）

「全ての人にとって利用しやすく、質の高い製品及びサービスが普及する社会」（もの）